

令和6年度第9回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第9回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いいたします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（第90号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積計画（第90号）について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-27の案件につきまして、■■■■推進委員さんお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-27について報告します。場所は■■■■より■■■■m位の場所にあります。12月20日に■■■■農業委員さんと申請者の■■■■さんと■■■■さん同行のもとに調査しました。申請者である譲渡人は手伝い人の高齢化により人手確保が困難となりトマト生産縮小のため譲り渡すとのことであります。譲受人はトマト生産のためすでに前職を退職しており、何日かトマトの生産指導を受けているとのことです。来年度は初めての作付けでありますので、指導を受けながら半分ほどの植え付けを家族で行うとのことでした。したがって、所有権移転されても何ら問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	続きまして、3-28、3-30の案件につきまして、■■■■推進委員さんお願いします。

	■番	<p>■■■■地区担当の■■■です。受付番号3-28について報告します。場所は■■■■から■■ハ■■mほどのところと、■■ハ■■m下りた場所にあります。12月22日に■■■農業委員さんと調査しました。申請者である譲渡人は遠隔地に居住しており耕作困難なため譲渡することのことで。譲受人は町内に住んでいて、親戚関係であり、規模拡大を含め農地を守って行きたいとのことです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。続きまして、3-30について報告します。場所は■■■■支所から■■ハ■■kmほどのところにあります。12月22日に■■■農業委員さんと代理人の■■■さん同行のもと調査しました。申請者である譲渡人は農地を相続により取得したが、遠方に居住しており耕作が不可能で、このままでは荒廃するため、このたび土地と家屋も合わせて譲渡することにされました。譲受人は現住居から近く、現住居の土地・家屋を含め農地を取得予定であり、農地取得後は耕作し農地管理することのことで。所有権移転されても何ら問題ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、3-29の案件につきまして、■■■推進委員さんお願ひします。</p>
	■番	<p>■■■■地区担当の■■■です。受付番号3-29について報告します。場所は■■■■から■■ハ■■kmの場所にあります。12月18日に■■■農業委員と申請者の■■■さん同行のもと現地調査しました。申請者である譲渡人は高齢のため耕作困難であり、最近まで法人と貸借契約をしておられましたが、このたび合意により解約をされました。また農業者移譲年金を受給しているので、後継者に譲渡することのことで。譲受人は利用権設定解約後は自己で管理することのことで、作業委託をしながら管理することのことで。所有権移転されても何ら問題ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議 長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。</p>
	■番	<p>3-30の中に畑がありまして、非農地に近いところを林地伐採して耕作できるようにしておられるんですけど、ここに畑として何を植えられるんでしょうか？</p>
	事務局長	<p>営農計画書を出していただいております。田んぼについては引き続き水稻を作られるということですが、作業を一部委託しながら田んぼを管理されるということ。畑のほうについては家が近いということもありまして、自家用野菜と果実などそういったものを栽培したいということでした。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>

議案第3号	議長	続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-7の案件につきまして、 <b>■</b> 推進委員さんお願いします。
	<b>■</b> 番	<b>■</b> 地区担当の <b>■</b> です。受付番号4-7について報告します。場所は <b>■</b> から <b>■</b> に <b>■</b> mほどの場所にあります。12月18日に <b>■</b> 農業委員さんと代理人の <b>■</b> さん同行のもと調査をしました。写真の通りすでにコンクリートで舗装されているものの追認案件になります。こちらは平成6年頃に県道が通った時に一緒にやったのではないかというのが申請人さんのお話だったそうで、代理人さんはそういうふうに聞いているそうです。というのも、現在の持ち主さんは実際にそれをやられた次の代のかたになられていて、ご自身も家を離れていたことから、あまり詳しくはご存じなかったんですけども、その辺りにやられたんじゃないかということです。先ほどのお話しにもあったように、始末書等を提出されまして今後このようなことはしませんと反省をされています。現状は県道から自宅、それから下の畑、こちらに至るまでの進入路として私道が作られたようなかたちになっています。昔は建物の反対側に赤道があって、そこを歩いて通るだけの道があったそうです。おそらく、車や機械を畑に入れるということになり舗装される前から道になっていたのではないかと、 <b>■</b> さんと見ました。周りの田畑はすでに作付けされていないので、この道がこの先ずっとありましても、とくに問題はないと思います。先ほどありましたように、すでに分筆をして道のところだけきれいに分けておられまして、畑のほうには食い込んでいない状態です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	<b>■</b> 番	<b>■</b> 地区ということで、ここは地籍測量が3、4年前に終わったと思うんですけどその時に畑から道路にしたいんだという旨を伝えた場合でも、やっぱり案件として上がるんでしょうか。
	事務局長	このたび相談がありましたのが、空き家も含めて売却したいという意向がありましたので、地目も現況と合わせて変えたうえで譲り渡したいということで、地籍の登記を待っていたら遅くなってしまうこともあって、こういったお話しになりました。
	<b>■</b> 番	ということは、地籍測量が終わった段階で分筆したのか、分筆をしたうえで地籍測量をされたのか確認できてないんですか？
	事務局長	分筆のほうは、測量会社がそういった座標等を入手されて分筆をされているということで、図面自体は現況のものを利用されているのかなと思うんですが、細かいところは確認していません。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許

		<p>可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
議案第4号	議長	<p>続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-11、5-12の案件につきまして、推進委員さんお願いします。</p>
	番	<p>地区担当の です。受付番号5-11について報告します。場所は から に mほどの さん宅の敷地にあります。12月21日に 農業委員さんと の さん同行のもと調査しました。すでに太陽光を設置されており、今さら撤去してくださいとも言えず、 さんとも話しがついたということと、 さんの説明ではちゃんと申請もできるので大丈夫ですということをお願いいたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、地区の5-12について報告します。 より山を越えて kmほど行ったところなんですけども、 さんのところの畑に12月21日に行きました。 農業委員さんと から行政書士の さんに来ていただき現地を確認しました。すでに太陽光が設置されているのが近くにありまして、それと同じように設置しますよと説明を受けました。畑のほとりに溝をきったりとかそのようなことはせず、現状を上手に使うって太陽光を設置されるそうです。 さんによると少しの間農作物を作っていたんですが、イノシシや害獣が来て荒らしてどうにもならないので、どうしようかなと思っていたところ、よく知っている の太陽光を設置しよう決められたそうです。近隣のお家を見ましたが、影響はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、5-13の案件につきまして、 委員さんお願いします。</p>
	番	<p>地区担当の です。本日 委員が所用で来られないので、代わりに報告させていただきます。受付番号5-13について報告します。去る12月18日に 委員と私と譲受人である の社長さんの3人で現地のほうを確認させていただきました。場所は 地区 から へ約 mの場所にあります。航空写真を見ただけだと分かると思うんですが、今回の該当地の 番地の南側にあります が さんの土地で、木工をされている会社があります。今回この畑につきましては基盤整備をされており1種農地ではありますが、農地法施行規則第33条第4号住宅の他申請に係る土地の周辺地域において、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、ということに該当していると思われますので、これが第1種農地で</p>

		あっても、今回の譲渡また転用に該当するのではないかと考えております。現状は若干野菜等を作られておりますが、この畑の奥側は水気が多く粘土質の畑でございます。生産性から言うと無いことはないんですが、かなり弱いと思われます。この土地につきましては、現在も一部耕作はされていますが農振農用地からの除外申請を既にされており、特に問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	■番	5-12についてお伺ひいたします。畑2筆で1500㎡位になると思うんですが、太陽光発電装置は317㎡になっています。単純に考えたら1反の畑はいらないと思うので、どこか間違いではないでしょうか？
	事務局長	配置図の方を見ますと、いっぱい太陽光パネルをしてありますので、317㎡は少ないかと思ひます。
	会 長	発電は何キロですか？
	事務局長	49.5kw になっております。
	会 長	それじゃあ、317㎡は間違いですね。
	■番	面積の部分は1500㎡位いるのではないかと思うんですが、太陽光パネルは南に向けて設置するんだと思うんですが、航空写真を見るとすぐ南に家があるような気がするんです。大丈夫なんでしょうか？というところを懸念するんですが、そのあたりは確認されたんでしょうか？
	■番	そこも聞いたんですが、お家に影響がないように畑にそのまま柱を建てて、水がシートの上を流れることがないように、今の条件のまま建てられるということで自然に吸い込んでいく形になるそうです。
	■番	それは水のことですよ？もう一つ、パネルが太陽を受けて反射するという影響はないんですか？
	■番	お家よりだいぶ高い位置に畑があるので、家の方には影響はないと思ひます。
	■番	■さんの件ですが、航空写真に写っているところは工場です。そして、木材を置くために必要なんだろうと思うんですが、その前に■番地の田んぼ、■番地の田んぼは転用が必要ではないでしょうか。道路と資材置き場ですよ。この辺りはどう整理されているんでしょうか？
	事務局長	今回の譲り渡し人とは違う方なんですが、■さんのほうに確認していきたいと思ひます。
	■番	その資材置き場では足りないから■番地に持って行こうとしていると思うんですが、それだけ事業を拡大されるんでしょうか？
	■番	この■さんの2筆ですが、田んぼのまま道路と資材置き場になっていますが、これは町道になりますので町と分筆等された上でやらないといけないことだと思ひます。その辺は■さんと情報を交えて話しを進めていけたらと思ひます。■番地のほうの道でない部分については、そこへ事務所を置かれています。■番地についてはここで荷物の積み下ろし等をされております。今できた製品は建物の中に保管

		<p>されていて、受注が来てから材料を入れて、中で加工するような状況が続いているようです。■■■番地のトラック置き場のほうにも置かれていたんですが、ここは大型トラック1台分位のスペースしかないので、資材を置けるようなスペースはないようです。事業拡大というのもあるんですが、資材を置く場所が前々から欲しいと思っていたので今回こういったお話しが進んだそうであります。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
議案第5号	議 長	<p>続きまして議案第5号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	今回は農地パトロールによる非農地承認なんですが、こちらから通知を送って帰ってきたものに対してここに上げておられるんでしょうか？
	事務局長	これは委員さんのほうから上がってきたものを、前の現地調査だったものですから、令和4年度に再度現地確認を事務局員のほうがしまして、まだ総会のほうで承認されていないので通知はしていません。ここで承認のほうをされた後に非農地通知のほうを送って、同意が得られれば非農地にしていきたいと思っております。
	■番	今回申請人の名前の中に100才を超えているかたが何人もいらっしまったので気になりました。よろしくお願いします。
	事務局長	また非農地通知を送る際には、相続代表人ですとか納税管理人等を調査した上で送っていきたいと思います。
	■番	農地パトロールの令和3年度はもう済んでるんですか？今回は令和4年度分を送っているんですか？
	事務局長	正確には何年度か分かりませんが各地区の非農地判定をしたところで、現況等も変わっているかもしれませんので、再確認したものですので、令和4年度よりも前のことだというのは確かです。
	■番	今回は油木地区だけど他の地域はどうなってるんでしょうか？
	事務局長	今回は油木地区を整理させてもらったんですが、昨年神石地区の方を整理させてもらいました。一度にといたらかなりの筆数になるということなので、来年度は豊松や三和地区を整理していければと思います。
	議 長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」

		を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
報告第2号	議長	続きまして報告第2号「農地台帳登録申出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■委員さんお願いします。
	■番	現地は申し出の地目の通り、田で利用されています。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	会長	これは地籍では何になってるんですか？
	事務局長	地籍では原野ということですので登記は3、4年前に終わっておりまして、現地調査は10年位前にしたのではないかと思います。
	会長	田んぼとして使うんよね？
	事務局長	利用権設定で貸し借りする前に原野になっていたことが判明したので、現地を確認して田んぼとして利用されているなら、登録申出をされないと利用権設定のほうができないということで、今回そういった話しになりました。
	会長	登記も変えないといけないよね。固定資産税が原野で現状水田になるなら、その通りにしないと。
	事務局長	申出書のほうにも書いてありますが、すみやかに地目変更登記をしますということで、申し出をしていただいていますし、総会が終わったあとに住民課の税部局には情報提供をして、課税上も変えてもらう予定にしています。
	会長	ここは地籍はいつ終わってるのかな？
	事務局長	先ほど言ったように3年位前に登記がついているんですが、現地調査はさらに前の10年位前ではないかと思います。牧のほうは登記は済んでいます。
	議長	他にございませんか。無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時43分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和7年1月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>